

MICA (P) No. 205/06/2007

SINGAPORE – AREA Report 155

2008年3月6日

「インドネシア投資規制対象業種リスト(ネガティブリスト)の改定」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2007年12月27日、投資規制対象業種リスト(ネガティブリスト)を改定した大統領規定「2007年第111号」が発表された。本改定は、2007年7月4日に発表された「新投資法に基づく新たなネガティブリスト」(以下新ネガティブリスト)の改定である。主なポイントは、①「既存投資に対して認可された事業範囲内であれば、投資条件を変更しても基本的に新ネガティブリストの適用が除外されること」、②「販売形態ごとに小売業の投資規制を明確に規定したこと」である。特に①については、既存企業において、拡張投資を行っても、新規の事業許可や新会社設立の必要がなくなった点で意義が大きい。

1. インドネシアの外資導入政策経緯

- ・ 1967年 : 外国投資法制定
- ・ 1994年6月 : 株式の過半数委譲義務の撤廃、外国資本100%出資許可、最低投資額撤廃
- ・ 1996年1月 : 輸出商社の外資100%出資許可
- ・ 1998年3月 : 一般輸入業への外資参入許可
- ・ 1998年7月 : ネガティブリストの改定(外資への小売開放)
- ・ 2000年7月 : ネガティブリストの再改定
- ・ 2007年3月 : 新投資法が国会で可決
- ・ 2007年7月 : 新ネガティブリストの制定
- ・ 2007年12月 : 新ネガティブリストの改定

2. 新ネガティブリスト改定にいたるまでの経緯

インドネシアは1967年に外国投資法を制定した。その後1994年には改定が行われ、株式の過半数委譲義務の撤廃(商業生産開始時点から起算して15年以内に株式の一部をインドネシア人並びにインドネシア法人に対して直接引き渡しをするか或いは、国内資本市場を経由して売却することが求められた)、ネガテ

イブリストに掲載された特定の業種を除いた出資比率 100%外資の進出許可、最低投資額撤廃等が行われた。1998 年以降、経済・通貨危機による外資流出に歯止めをかけるため、投資環境の改善に注力、外資への市場開放に努めた。その結果、1998 年 7 月のネガティブリストの改定で、一般輸入業への外資参入許可、外資への小売開放が行われた。

さらに 2000 年にはネガティブリストを再度改定、商業サービスの一部(展示会・会議関連サービス、港湾における倉庫業等)が規制対象業種から除外され、医療サービスの分野についても、出資比率の条件付で外資の参入が認められた。

しかし、2007 年 7 月に発表された新ネガティブリストでは、「民間投資禁止分野」として運輸セクターの業種が増加。また、零細・中小企業及び協同組合保護のため設けられたインドネシアの小規模企業以外は参入できない分野として、小規模の建設関連事業が追加された。また、パートナーシップが義務付けられる分野では、電話付加価値サービス運営(コールセンター、リングトーン、プレミアム SMS)、ボルト・ナット産業、発動モーター産業等が追加された。「外資規制分野」でもリストが詳細化し、膨大な業種が挙げられた。外資の出資比率上限も運輸、病院の設立・経営分野等で引き下げられ、新ネガティブリストは、総じて海外からの投資に対して後ろ向きなものとなっている。

今回の新ネガティブリストの改定は、投資環境の改善のために、インドネシア国内企業、商工会議所等が政府へ働きかけた結果実現した。

3. 新ネガティブリスト改定(大統領規定第 111 号)の要旨

※ジャカルタ・ジャパンクラブ(JJC)の許可を得て、JJC調査部会報告資料を参考にした。

(1)大統領規定 77 号(2007 年 7 月制定)の条文変更、追加

- ① 昨年 7 月に発表された大統領規定第 77 号第 5 条 2 項で謳われている「新ネガティブリストが、既に承認を受けている投資に対する全ての変更に対しても完全に適用される」との規定が変更され、「既に承認を受けた事業分野であれば、いかなる変更に対しても当該規定は適用されず、空間整備と環境規制に従うのみ」に改められた。これにより、既存の企業が拡張投資を行う場合、空間整備と環境規制を行えば、新規に事業許可を取得したり、新会社を設立したりする必要がなくなった。
- ② 大統領規定 77 号第 5 条で「新ネガティブリスト制定前に承認された承認書及びその変更(変更があった場合)に記載されている特定の事業分野の投資には、新ネガティブリストは適用されない」と規定。
- ③ 77 号大統領規定第 2 条に第 2 条 A が加えられ、「条件付で開放されている事業分野への投資は、空間整備及び環境に関する法規に定められた場所の要件を満たしていなければならない」とされた。但

し、上記の条件を満たす限りは事業拡張の際に新たな事業体の設立、又は新たな事業許可を取得する必要はない。

(2) 新ネガティブリストの主な変更点

- ① 地域が限定される分野リストが大幅に削減(19 分野から 1 分野)された。但し、削除された 18 分野中 17 分野(1・2 つ星ホテル、モーテル、ケータリング、スパ、レストラン、旅行代理店等)は外資出資比率と地域が限定される分野にリストアップされており、実質的には「モール、スーパー、デパート、ショッピングセンター等の大規模商業施設経営分野」の出店地域規制が解除されただけといえる。
- ② ビジネス・コンサルタント業は規制対象外になった(外資 100%出資可能)。
- ③ 鉛溶解産業が「すべての民間投資閉鎖分野」から「特別許可を要する分野」に移行された。
- ④ 小売業の出店形態に関する規制が明確になった。敷地面積による出資規制が定められ、敷地面積が 1,200 m² 未満のスーパーマーケットや 2,000 m² 未満のデパート、400 m² 未満のミニマーケットの事業参入は内資 100%の企業のみ進出可能となった。

4. 改定後、新ネガティブリストの概要

(1) 内外資本による投資が閉鎖されている事業分野(改定前: 25 分野→改定後: 23 分野[以下、同様])

前回定められた 25 分野のうち道路設備の設置と運営、非鉄基礎金属産業(鉛)の 2 分野が削除された。非鉄金属産業(鉛)が溶解産業として「特別許可を要する分野」に変更された。残り 23 分野(ギャンブル、公共放送機関、航空管制業務等)に変更はない。

(2) 零細・中小企業及び協同組合保護のため、インドネシアの小規模企業以外は参入できない分野(43 分野→43 分野)

特に変更なし。引き続き旅行代理店、クーリエ/託配サービス業等は規制対象。

(3) パートナーシップが義務付けられる分野(36 分野→36 分野)

特に変更なし。水産物の流通、水産加工、精油産業、発動機コンポーネント・部品産業、二輪・三輪自動車コンポーネント・装備産業等が規制対象。

(4) 外資の出資比率が制限される分野(120 分野→97 分野)

規制されている分野は 120 分野から 97 分野に減少。芸術文化関連は 17 分野から 15 分野が規制対象から外され、アートギャラリー及び芸術ホールのみ規制の対象とされた。さらに、経営ビジネス、コンサルタント業は出資比率上限 49%であったものが外資出資比率の規制対象ではなくなった。一方、物流、運輸関連分野の出資比率上限 49%に変更はなかった。

(5) 地域が限定される分野(19 分野→1 分野)

豚の養殖(125 匹超)を除き削除。規制対象であった娯楽施設の運営・経営、スーパー、百貨店経営分野等は規制対象から外された。

(6) 特別許可を要する分野 (25 分野→22 分野)

鉛溶解産業が追加され、武器、爆薬、破壊装置、戦争用設備製造、河川・湖港供給・運営分野などが削除された。要特別許可分野は 25 分野から 22 分野に減少。

(7) 内資 100%に限られる分野 (48 分野→47 分野)

販売形態別の小売業への規制の明確化が図られた。敷地面積が 1,200 m²未満のスーパーマーケット、敷地面積が 2,000 m²未満のデパート、敷地面積 400 m²未満のミニマーケットは 100%内資のみ投資可能と規定された。機械・部品の小売、電化製品の小売、自動車・自動車部品・アクセサリー小売は、規制対象のまま変更はなかった。

(8) 外資出資と地域が限定される分野(17 分野→17 分野)

特に変更はない。1~2 つ星ホテル、その他、宿泊施設、ケータリング、スパ等は引き続き規制される。

(9) 外資出資が制限され、かつ特別な許可が必要な分野(4 分野→4 分野)

特に変更はない。引き続き保護地域外のネイチャーツーリズムサイト事業、起爆剤用の原料産業(硝酸アンモニウム)は規制される。

なお、大統領規定「2007 年第 111 号」の日本語訳(=新ネガティブリスト改訂版)は下記ジャパンジャカルタクラブ(JJC)のホームページに掲載されている。

http://www.jjc.or.id/JJC_corporate.asp?id_cat=6&id_content=347

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール)65-6231793

(ご参考) インドネシア関連レポート:

「Area Report 123 インドネシア:投資優遇政令 2007 年 1 号を施行 2007 年 1 月 15 日」

「Area Report 129 インドネシア:投資優遇政令 2007 年 1 号『施行細則』発表 2007 年 4 月 4 日」

「Area Report 131 インドネシア:二輪四輪部品関税の一部を 0%に 2007 年 5 月 2 日」

「Area Report 152 インドネシア投資環境レポート ~パート 1~ 2008 年 2 月 13 日」

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。